

請負工事の提出書類及び施工等における
注意点（土 木）
（改訂版）

今 治 市
総務部契約課工事検査室

令和7年8月

目 次

はじめに	1
第1 提出書類の注意点	2
1 契約前に工事担当課へ提出する書類	2
2 工事着工前の事務手続	2
(建設リサイクル法対象工事の場合)	2
(1) 工事等着工届	2
(2) 現場代理人、主任(監理)技術者届について	2
(3) 下請施工	3
3 工事完成時提出書類	4
○工事等しゅん工届	4
○工事完成図書	4
(1) しゅん工写真	4
(2) 施工状況写真	4
(3) 工程表	4
工事履行報告書	5
(4) 施工計画書	5
(5) 工事实績データ	6
(6) 施工体制台帳及び施工体系図	7
(7) 再資源化等報告書	8
(8) 産業廃棄物処理関係資料	9
建設廃棄物マニフェスト	9
(9) 出来形管理	10
(10) 工事打合簿	13
工事打合簿の手続き(参考)	14
(1) 工事打合簿の処理・回答手順	15
(11) 使用材料の承諾	15
(12) 機器材搬入検査願	16
(13) 品質管理	16
(14) 安全管理	23
安全訓練・大会記録	23

交通誘導警備員	24
事故報告	24
(15) 建設業退職金共済制度	24
(16) 労災保険関係	25
(17) その他（通行制限等書類）	25
第2 工事写真の注意点	26
(1) 工事写真の整理	26
(2) 着手時・完成時	26
(3) 測点管理	26
(4) 寸法計測・施工管理	26
(5) 工事看板等	27
(6) 品質管理・検収	27
(7) 残土	27
(8) 産業廃棄物の処理に関する施工管理資料	27
(9) 工事写真の削減	27
第3 施工における注意点	29
(1) 一般土工	29
(2) 道路土工	29
(3) 舗装工	29
下層路盤工	29
上層路盤工	29
基層工・表層工	29
(4) コンクリート工	29
(5) 鉄筋工	30
(6) 排水工	30
(7) ブロック積（張）・石積（張）工	30
(8) 区画線工	31
(9) 安全施設工	31
(10) 監督員による検査（確認を含む）及び立会等	31
(11) その他	31
第4 検査時の請負者の対応	32

はじめに

平成13年4月「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、平成17年4月には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」がそれぞれ施行されました。

さらに、平成26年6月4日、入札契約適正化法、公共工事品質確保法、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、平成26年9月30日には、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）の一部改正とともに、別添のとおり「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）の一部改正が行われ、工事の発注者、受注者ともに、ますます多方面の知識が要求されています。

こうした動きに適切に対応していくため、今治市が発注する工事の施工管理、監督および検査において、特に気をつける必要があると思われる事項について、「請負工事の提出書類及び施工等における注意点」（改訂版）を作成しています。

公共工事の施工は、設計図書、契約書及び各種仕様書に基づいて施工されるものであり、工程、品質管理、現場管理等、一連の管理を総合的に把握し、工事を進めていくことが非常に重要なこととなっています。そのため、発注者、受注者ともに、日頃から技術研鑽に努め、適切な工事管理を行う必要があります。

本資料は、今治市における請負工事の監督、検査に必要な図書作成等において注意すべき事項をとりまとめたものですが、すべての項目を把握したものではありません。また、国、県の仕様書等の改定に際して、十分対応できない場合もありますのでご理解ください。

今治市が発注する公共工事の品質向上、並びに事務の効率化に本資料を活用くださいますようお願いいたします。

令和7年8月
契約課工事検査室

第1 提出書類の注意点

1 契約前に工事担当課へ提出する書類

- ・ 通知書（対象建設工事の届出等） 建設リサイクル法 第11条
- ・ 説明書（対象建設工事の届出に係る事項の説明） 建設リサイクル法 第12条
分別解体等の計画等（別表1～3）
- ・ 工事請負契約に係る書面（別表1～3） 建設リサイクル法 第13条

2 工事着工前の事務手続

（建設リサイクル法対象工事の場合）

- ・ 対象建設工事受注者は、次の書類を作成し工事担当課へ提出してください。

（1）工事等着工届

- ・ 契約締結後5日以内に工事に着手し、工事等着工届を2部作成し、契約担当課と工事担当課に各1部を提出してください。
- ・ 契約工期など記載事項に間違いがないか注意してください。

（2）現場代理人、主任（監理）技術者について

- ・ 契約締結後、遅滞なく契約担当課に「現場代理人・主任（監理）技術者について（通知）」を提出するとともに、必ず契約担当者の確認を受けてください。

ア 現場代理人：請負人の代理人として一切の事項を処理します。

現場代理人は請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として工事現場の取り締まりを行い、工事の施工に関する一切の事項を処理するものであるため、通常、当該工事現場に常駐することが必要です。

※ 工事現場とは、工事目的物の敷地に止まらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所を含むと解されています。

主任技術者、監理技術者とは役割は異なりますが、これらを兼ねることができます。

イ 主任技術者：技術上の管理をします。

工事の途中で下請契約の合計金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合は、その時点で主任技術者を監理技術者に変更してください。

ウ 監理技術者：下請負者を適切に指導、監督し、総合的な役割をします。

下請負契約の契約代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は監理技術者を置いてください。

エ 技術者の専任制について

建設工事で工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の場合は、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置いてください。

専任とは他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は監理技術者は常時継続的に当

該建設工事の現場におかれていなければなりません。

オ 技術者の現場専任の特例について

- ・専任が必要な工事のうち、密接な関連のある2つ以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

（例：橋梁上部工とその舗装工事、改良工事区間内の橋梁やボックスカルバート等）

ただし、監理技術者についてはこれらの規定は適用されません。

- ・発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものについては、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の主任技術者又は監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これを1つの工事とみなして当該技術者が当該工事全体を管理することができます。

（監理技術者については、随意契約により締結されるものに限って兼務ができます。）

- ※ 現場代理人の常駐に係る緩和及び、主任技術者の専任に係る緩和について以下のホームページを参照してください。

[契約課](#) [工事契約係](#) [現場代理人、主任技術者、監理技術者について](#)
「今治市が発注する工事にかかる現場代理人、主任技術者、監理技術者の取扱いについて」

(3) 下請施工

下請契約を締結した（締結しようとする）際に、下記注意事項を確認のうえ、書類を作成提出してください。

・下請負予定届出書

- ① 契約時に2通お渡しします。契約担当課と工事担当課の監督員に提出してください。
- ② 下請予定の有無を届け出るものです。下請予定がない場合も提出してください。
- ③ 工事内容を確認し、下請予定がある場合は、概算金額を記入して提出してください。

・下請施工について（通知）

- ① 下請契約を結んだ際には、速やかに工事担当課の監督員に『下請施工について（通知）』と下請契約書の写し等必要書類を提出し、承認を受けてください。（参照：契約課工事検査室ホームページ「請負工事の提出書類に関すること」→「下請通知書等の取り扱いについて」）
- ② 下請があったにもかかわらず、『下請施工について（通知）』の提出がない場合、ペナルティの対象となることがありますのでご注意ください。

・下請のルールについて

- ① 建設業法で一括下請負（丸投げ）は禁止されています。現場代理人・技術者を適切に配置し、下請工事の施工についても総合的に調整及び指導を行

い、工事全体の的確な施工を確保するようにしてください。

②指名停止業者、相指名業者（同一入札へ参加した業者。入札を辞退した業者も含む）への下請は禁止しています。

③同業種への下請については、下請契約を締結する前に契約担当課と協議してください。

（下請内容が適当でない場合、承認しないこともあります）

（平成21年7月1日付け契約課配布文書「下請契約締結時の注意点について」）

丸投げの全面的禁止について（一括下請負の禁止）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条で如何なる方法をもってするを問わず、一括して請負わせること、また請負うことが禁止されています。

請け負った建設工事の全部又は、その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合や、請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であっても、元請負人が、その下請工事の施工に「実質的に関与」していると認められるときを除き一括下請負に該当します。

「実質的に関与」しているとは、元請負人の技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全てにおいて、主体的な役割を果たしていることです。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。

3 工事完成時提出書類

○工事等しゅん工届

- ・ 工事が完成したときは直ちに提出してください。（工期内提出）
- ・ しゅん工届の提出により工事が完了します。
- ・ 契約工期、工事名など記載事項に間違いがないか注意してください。

○工事完成図書

- ・ 書類の製本は出来るだけチェックリストの順番に整理してください。

(1) しゅん工写真

- ・ 第2 工事写真の注意点（26～28頁）参照

(2) 施工状況写真

- ・ 第2 工事写真の注意点（26～28頁）参照

(3) 工程表

- ・ 契約締結後14日以内に提出してください。（計画工程表）
- ・ 工程に無理がないか、完成日が工期内の設定になっているか注意してください。
- ・ 当初、変更時、実施の各段階での工程表をその都度作成し、監督員へ提出してく

ださい。ただし、軽微な変更であり、監督員の承諾がある場合は変更工程表を省略できます。

- ① 工程表は工事内容に応じた方式（バーチャートまたはネットワーク）により作成してください。 請負金額 50 万円以上の工事
- ② 工程管理図 監督員が指示する工事
- ③ その他の工程表 主要工事に対する工種別工程表または細部工程表、総合工程表など、監督員の指示するもの

工事履行報告書

- ・ 工事請負契約書第 11 条に定める履行報告については、特記仕様書に条件明示された工事において作成してください。
- ・ 履行状況が確認できる資料（進捗状況のわかるもの（写真等））を作成し、月毎に現場代理人、主任（監理）技術者が監督員に提出し、工事の進捗状況を管理してください。

(4) 施工計画書

ア 当初請負額 500 万円以上の工事及び監督員の指示する工事について作成してください。

イ 施工計画書は今治市土木工事共通仕様書（以下「市共通仕様書」という。）第 1 編共通編第 1 章総則 1-1-4 に基づき、下記の事項について記載してください。

- (1) 現場組織表
- (2) 主要資材
- (3) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (4) 施工管理計画
- (5) 安全管理
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 交通管理
- (8) 環境対策
- (9) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (10) その他

維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て、記載事項の一部を省略することができます。

ウ 施工途中に内容変更、追加工事が生じた場合は、設計変更協議後にその変更内容に即した変更施工計画書、追加施工計画書を提出してください。

ただし、軽微な変更であり、監督員の承諾がある場合は変更施工計画書を省略できます。

変更箇所は赤字で記載してください。

エ 作成するうえでの注意点

- ・ 当該工事に合致していない余分な記載はしないでください。
 - (ア) 表紙に工事名、会社名、工事場所、作成日等を記載するようにしてください。
 - (イ) 下請業者等がある場合には、本施工計画書の内容を各業者に周知してく

ださい。

(ウ) 下請け施工がある場合、施工体制台帳、施工体系図、下請け契約書の写しは、**別途、下請通知書と共に提出してください。**

(エ) (3) 施工方法には、設計内容、現場状況を的確に把握したうえで、必要な手順、施工方法等について記載してください。

また、主要な仮設工については、安定計算書を添付してください。

(オ) (4) 施工管理計画の記載にあたっては、「今治市土木工事施工管理基準」を参照してください。

(カ) (9) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法・・・再生資源の利用の促進に関する法令及び建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に基づき、再生資源の利用促進および建設副産物の適正な処理を行う必要があります。

次の①～③までを施工計画書に添付してください。別紙にて再資源化等報告書の項目に添付しても構いません。書類の重複提出は避けてください。

① 再生資源利用計画書(当初、変更) (一定規模または建設リサイクル法対象工事)

② 再生資源利用促進計画書(当初、変更) (同 上)

③ 産業廃棄物処理委託契約書(写し)(当初、変更)、処理業者の許可証(写し)(該当工事)

工事完了後、その実績に基づき、それぞれの計画書について実績数値に基づき換えた実施書を整理して、完成図書に添付してください。

(8㊦)(7) 再資源化等報告書 (9㊦)(8) 産業廃棄物処理関係資料。

オ 工事施工において、自ら立案した創意工夫(事故防止対策における安全活動を含む)や技術力に関する項目、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について実施しようとする場合は、事前に施工計画書へ所定の様式により記述するとともに、実施状況の説明資料を工事完成時までに監督員に提出してください。(市共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則第1節総則1-1-14)

(5) 工事实績データ

① 受注時

- ・工事請負代金が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を**コリンズから監督員にメール送信し**、監督員の確認を受けたうえ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録してください。

② 変更時

- ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録してください。
- ・契約変更により工事請負代金が500万円未満になった場合は登録抹消のため工事实績として「工事实績データ」を作成し登録してください。
- ・当初契約金額が500万円未満の場合で最終契約変更が500万円以上になった場合は変更時、完成時に工事实績情報として「工事实績データ」を作成し登録してください。
- ・変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できます。
※ 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

③ 訂正時

- ・訂正時は適宜登録機関に登録申請をしてください。
※ 訂正時とは、受注者が登録した現場代理人、監理（主任）技術者等の変更があった場合である。

④ 完成時

- ・完成時は、完成検査後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請をしてください。

(6) 施工体制台帳及び施工体系図

施工体制台帳の作成等についての改正について

国土建第198号 平成26年12月25日

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。また、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）が改正され、施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況が追加されることとなりました。これらの改正は、いずれも平成27年4月1日より施行されます。

1) 施工体制台帳等の作成について

- ア 元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を、添付すべき書類の提出を求め作成しなければなりません。また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

イ 下請負人に対する通知

元請負人は、下請契約を締結した下請負人に対し、再下請負をした場合に、再下請通知書に記載すべき内容を明記のうえ、添付すべき書類と併せて元請負人に提出しなければならない旨の書面を交付しなければなりません。

また、上記の事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

ウ 該当工事については、全ての下請契約について請負代金の額を明示した請負契約書（写）等の添付が必要です。下請負人（一次下請け以降）が再下請負を行った場合についても、再下請負人との契約書の写し等の添付が必要です。

エ 作成時期

作成時期は、記載・添付すべき事実が生じ、明らかとなった時に遅滞なく作成してください。

オ 各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

2) 施工体制台帳等の保管

帳簿の添付書類として、工事完了後5年間は、保管が義務づけられています。

(7) 再資源化等報告書

・再生資源利用（促進）計画及び実施書について

- ① 当初契約金額が100万円以上の全ての請負工事については、COBRISにより作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に含めて提出すること。
- ② 精算金額が100万円以上の全ての請負工事については、工事完了時にCOBRISにより作成した同実施書を完成図書に含めて提出すること。
- ③ 再生資材の使用や建設副産物の搬出がなかった場合についても、工事概要欄を記入し提出すること。
- ④ 請負者は再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完成后1年間保存すること。
- ⑤ 再生資源利用（促進）計画の変更については、監督員の指示がある場合に提出してください。

・再資源化等報告書について

上記の再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

〔参考〕「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)(平成12年5月31日法律第104号)

対象建設工事の規模の基準

建築物の解体工事の場合	床面積 80㎡以上
建築物の新築又は増築工事の場合	床面積 500㎡以上
建築物の新築工事等(前項の新築又は増築の工事を除く)	請負代金(税込) 1億円以上
その他の工作物に関する工事(土木工事)等	請負代金(税込) 500万円以上

〔特記仕様書〕再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

(8) 産業廃棄物処理関係資料

① 建設廃棄物処理委託契約書

- ・収集運搬業者、中間処理業者との委託契約書の写しを添付してください。
(契約書は、排出事業者と処理業者、排出事業者と収集運搬業者の二者契約となるよう注意してください。)
- ・契約日の記載忘れに注意してください。
- ・工事名、排出場所、委託期間、積替保管の有無、数量、単価、合計予定数量、合計予定金額、処分先No(許可番号)等、必要事項は必ず記入してください。

② 建設廃棄物処理関係許可書

- ・収集運搬業者、処理業者の許可書の写しを添付してください。
- ・許可品目及び許可期限が適正か確認してください。

③ 建設廃棄物マニフェスト

- ・建設副産物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物はマニフェストにより適切に処理されているか確認するとともに監督員に提示してください。
- ・マニフェストシステムで平成13年4月1日から施行された変更事項は次のとおりです。
 - i 排出事業者は、最終処分(再生含む)の予定場所をマニフェストに記載しなければなりません。
 - ii 中間処理業者、最終処分業者、再生業者は、最終処分が終了した情報を処分を委託した者にマニフェストにより通知しなければなりません。
 - iii 排出事業者がマニフェストで最終処分終了を確認することが義務付けられました。180日を過ぎても最終処分終了の通知がない場合、排出事業者は廃棄物の処理状況等を確認し、行政に報告するなど必要な措置を講ずる必要があります。

す。

iv 不適正処理が行われたときは、マニフェストの虚偽記載、不交付、未記載等があれば、措置命令の対象となります。また、罰則を受けることがあります。

- ・ 完成検査時にはE票を提示してください。（工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写しを提出するものとします。）
- ・ 伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等は野焼きしないでください。ただし、国又は地方公共団体が行う施設管理や応急対策に必要な廃棄物の焼却（河川敷の草焼き、災害等の応急対策、火災予防訓練）は例外として認められています。）

(9) 出来形管理

- ・ 今治市土木工事施工管理基準の出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した下記の出来形管理資料を作成し提出してください。

管 理 資 料 名	備 考	様 式
1. 出来形管理図表 2. 出来形展開図 3. 出来形数量計算書	測定箇所が10点以上のもの	参考様式6
備考 出来形管理資料提出の際は上記資料を参考に取りまとめしてください。 参考様式は、愛媛県土木工事施工管理基準(R.3.4)施工管理資料よりダウンロードしてください。 (http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gijyutu/dobokukoujisekoukanrikijun201407.html)		

- ・ 工種は〇〇工一式という記載ではなく、具体的に工種及び数値を記入してください。
- ・ 実測値が、工事施工中写真の黒板数値と整合しているか注意してください。
- ・ 設計値と実測値との差は±の記載をしてください。
- ・ 設計値と実測値との差と規格値は単位を合わせてください。
- ・ 出来形展開図は、実測値を設計値の上段に赤書きしてください。また、仮BMの設置位置、高さも記入してください。

〔参考〕出来形管理基準及び規格値（今治市土木工事施工管理基準抜粋）

工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
		個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X10)			
		中規 模以 上	小規 模以 下	中規模 以上	小規模 以下		
アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	－9	－12	－3	－4	幅は、延長80m毎に 1箇所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1 個の割でコアを 採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管 理図等を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗 装施工面積が10,000m2 以 上あるいは使用する基層 および表層用混合物の総 使用量が、3,000 t 以上の 場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以 上の工事より規模は小さ いものの、管理結果を 施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種 の施工が数日連続する場 合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上 10,000m2未満 ②使用する基層及び表層 用混合物の総使用量が 500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10 個に9個以上の割合で規格 値を満足しなければなら ないとともに、10 個の測 定値の平均値 (X10) につ いて満足しなければなら ない。ただし、厚さのデー タ数が10 個未満の場合は 測定値の平均値は適用し ない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取
	幅	－25	－25	—	—		
アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に 1箇所の割とし、厚 さは、1,000㎡に1 個の割でコアを 取して測探定。	
	幅	－25	－25	—	—		

							により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
	平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式 (足つき) (σ)1.75mm以下			
アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1箇所割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。
	厚さ	－45	－45	－15	－15		
	幅	－50	－50	—	—		
アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－8	－10	幅は、延長80m毎に1箇所割とし、厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は
	幅	－50	－50	—	—		

					測定値の平均値は適用しない。	
歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	－9	－3	幅は、片側延長80m 毎に1ヶ所の割で 測定。厚さは、片側 延長200m毎に1ヶ 所コアーを採取し て測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの 施工面積が2000 m ² 以上と する。 小規模とは、表層及び基層 の加熱アスファルト混合 物の総使用量が500 t 未満 あるいは施工面積が2000 m ² 未満。厚さは、個々の測 定値が10 個に9個以上の 割合で規格値を満足しな ければならないとともに、 10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、 厚さのデータ数が10 個未 満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取 により床版等に損傷を与 える恐れのある場合は、他 の方法によることが出来 る。	
	幅	－25	－			
歩道路盤工 取合舗装路 盤工 路肩舗装路 盤工	基準高▽	±50		基準高は片側延長 40 m 毎に1ヶ所の 割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に1ヶ所掘 り起こして測定。 幅は、片側延長80m 毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測 定する。		
	厚さ	t < 15cm	-30			-10
		t ≥ 15cm	-45			-15
	幅	-100				－
区画線工	厚さ t (溶融式 のみ)	設計値以上		各線種毎に1箇所 テストピースによ り測定する。		
	幅 W	設計値以上				

(10) 工事打合簿

- ・請負者、発注者いずれかからの発議事項（協議、通知、承諾、提出、報告、届出、その他）に該当する打合せを行う場合に、工事打合簿により書面で提出してください。

工事打合簿記載例

発議者が請負者の場合		発注者欄		請負者欄
打合内容	発議事項	処 理 ・ 回 答		処 理 ・ 回 答
(3) 工程表 (4) 施工計画書 (6) 施工体制台帳 (7) 再資源化等報告書	提 出	特になければ記載しなくてもよい。 日付・監督員記名、署名または押印は必要	受 理	特になければ記載しなくてもよい。 日付・現場代理人記名、署名または押印は必要
(11) 使用材料の承諾	提 出	特になければ記載しなくてもよい。 日付・監督員記名、署名または押印は必要	承 諾	特になければ記載しなくてもよい。 日付・現場代理人記名、署名または押印は必要
		処理・回答を記入 日付・監督員記名、署名または押印は必要	指示若しくは通知	処理・回答を記入 日付・現場代理人記名、署名または押印は必要
約款18条（条件変更等） 約款19条（設計図書の変更）	協 議	処理・回答を記入 日付・監督員記名、署名または押印は必要	指 示	処理・回答を記入 日付・現場代理人記名、署名または押印は必要

発議者が発注者の場合		発注者欄		請負者欄
打合内容	発議事項	処 理 ・ 回 答		処 理 ・ 回 答
約款18条（条件変更等） 約款19条（設計図書の変更）	指示若しくは協議	—	—	処理・回答を記入 日付・現場代理人記名、署名または押印は必要
備考 指示の場合、その他（ ）に『指示』と記載する。				

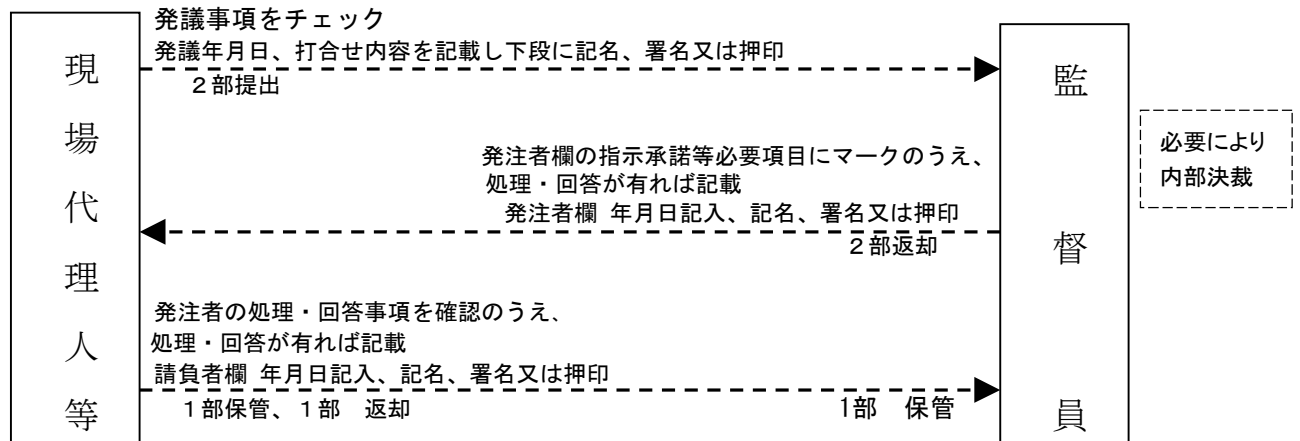
・次ページに工事打合簿の手続きを掲載していますので参考にしてください。

○工事打合簿の手続き（参考）

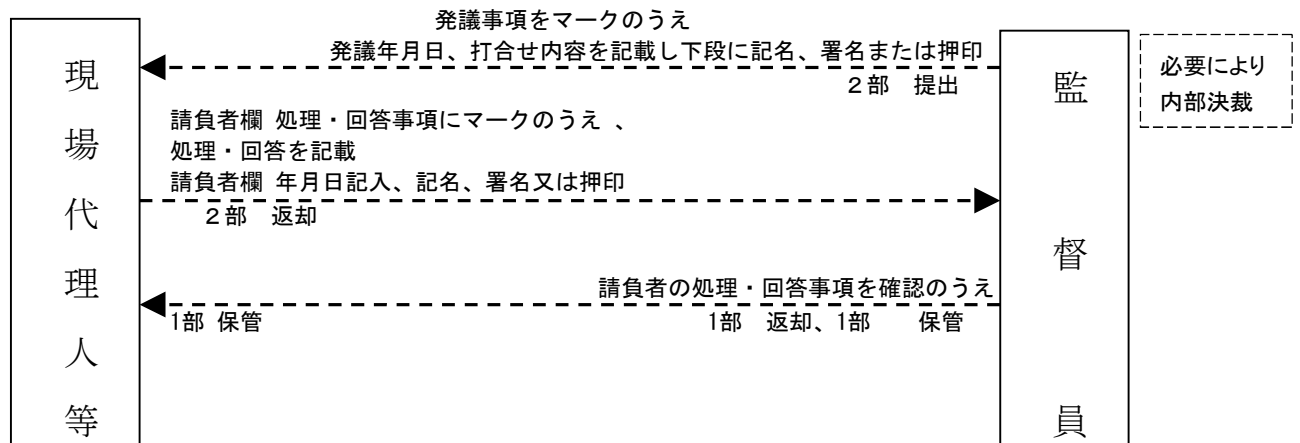
- ・工事等の施工は施工計画書に基づき実施する。
- ・工事等の各施工段階の手続きは書面により行うこと。
- ・工事打合簿の処理・回答手順及び主な施工手続きは以下のような流れで行うこと。

(1) 工事打合簿の処理・回答手順

請負者発議



発注者発議



(11) 使用材料の承諾

- ・ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとします。
- ・ 市共通仕様書 第2編 第1章 第2節「工事材料の品質及び検査（確認を含む）」に示された工事材料を使用する場合には、その外見及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を作成し、事前に監督員の確認を受けなければなりません。
- ・ 材料試験は、材料の品質試験表及び品質証明書があるもの又は簡易な試験で監督

員の承認を受けたものについては、外観検査をもって所定の試験に代えることが出来るものとする。

- ・市共通仕様書、第1編 第3章無筋・鉄筋コンクリート 第3節（3-3-2）では、「生産者等に検査のため試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない」とあるが、愛媛県生コンクリート工業組合の東・中・南予技術センターについては、市共通仕様書における「生産者」には含まず、コンクリートの圧縮試験における請負者の臨場は不要である。（19土（技）第703号 平成20年3月27日）
- ・生コンクリートの水セメント比が設計で指定されている場合、その規格を満足する生コンクリートを使用すること。
- ・追加工事（資材の追加）が指示された場合は、追加承認願を提出してください。
- ・カタログ等においては、使用する材料が明らかになるように整理してください。
- ・一覧表と添付資料が整合しているか確認してください。（インデックスで見やすく整理してください。）
- ・提出日と承認図の日付に注意してください。
- ・検査済証、合格証等の品質証明資料及び公的機関規格証明資料により、必要な品質が確認でき、監督員が承諾する場合は、カタログ、承認図、試験報告書等のバックデータを省略できる。

(12) 機器材搬入検査願

- ・工事に使用する材料は、機器材搬入検査願を提出し、監督員の検査を受けて合格したものを使用してください。検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出してください。
- ・検査状況の写真記録を整備し提出してください。

(13) 品質管理

- ・今治市土木工事施工管理基準の品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料を提出してください。

管 理 資 料 名	備 考	様 式
1. 品質管理図表 2. 品質証明書	測定(試験)値が10点以上のもの	参考様式18
備考 品質管理資料提出の際は上記資料を参考に取りまとめしてください。		

参考様式は、愛媛県土木工事施工管理基準(R.3.4)施工管理資料よりダウンロードしてください。

- ・路盤の現場密度試験、プルーフローリング試験等は監督員立会いのもとで行ってください。
- ・アスファルト舗装のコア採取位置は監督員に指示された場所とし、コア採取位置図を添付してください。
- ・セメント及びセメント系固化材を添加して地盤改良を行う場合や再生コンクリート砂を使用する際には、六価クロムについて（平成3年8月23日付環境庁告示第46号）に規定される測定方法に基づき、土壤の汚染に係る環境基準に適合すること

を確認してください。

・品質管理基準及び規格値（今治市土木工事施工管理基準抜粋）

セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）

試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要
塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上の施工実施要領」（平成14年8月28日付け土第10141号）	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。（この場合、レディーミストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。） ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
単位水量測定	レディーミストコンクリート単位水量測定要領(案)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量	1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m ³ /日以上の場合；2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本と

		が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	重要度応じて、100m³～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし測定回数はい方を採用する。	する。
スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が

		スラブ 8cm以上18cm未満：許容差±2.5cm スラブ 2.5cm：許容差±1.0cm	重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スラブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スラブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。（この場合、レディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。）1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、1回／日以上または50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ 7・・・3個、σ 28・・・3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ 3）を追加で採取する。 ・ブロック積及び石積の胴込、裏込、基礎、天端等の場合（小規模工種以外）は、累計20m ³ ごとに1回とすることができる。	
空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³	

			ごとに1回、および荷 卸し時に品質変化が 認められた時	
--	--	--	-----------------------------------	--

下層路盤

試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A1214） 砂置換法は、最大粒径 が53mm以下の場合の み適用できる。	最大乾燥密度の93% 以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 歩道箇所：設計図書 による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合：6,000㎡／1ロット毎に10個、合計20個	

			なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	
フーローローリング*	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。

上層路盤

試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法（JIS A1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 （例） 3,001～10,000㎡：10個 10,001㎡以上の場	

			合、10,000 m ² 毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000 m ² の場合：6,000 m ² ／1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000 m ² 以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3個（3孔）以上で測定する。	
粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随意(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。
粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75 μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随意(1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。

アスファルト舗装

試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。

			規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡ : 10個 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000㎡の場合 : 6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。	
温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	随意	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
外観検査(混合物)	目視		随意	

(14) 安全管理

安全訓練・大会記録

- ・工事着手後、作業員全員の参加(下請け、ガードマン、オペレーター)により月

当たり 1 回程度、半日以上の時間を割り当て実施してください。

- ・実施状況については、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提示してください。
- ・趣旨を理解し、かたちだけの記録にならないように積極的な取組をしてください。

交通誘導警備員

- ・交通誘導警備員を配置して交通誘導を行うときは、配置人員、配置位置及び配置期間等について監督員と協議のうえ、交通誘導警備員配置計画表を作成し、着手前に監督員に提出してください。また、計画に変更が生じた場合も同様とします。
- ・交通誘導警備員を配置して交通誘導を行った場合、交通誘導警備員配置実績表を作成し、工事完成時に監督員へ提出してください。また、勤務状況がわかる写真を整理し提出してください。
- ・検定合格警備員を配置する場合は、配置に先立ち、検定合格警備員一覧表に、検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を添付し提出してください。
- ・配置した検定合格警備員の氏名を交通誘導警備員配置実績表の備考欄に記入し提出してください。
- ・警備員等の検定等に関する規則により、適切な資格を有する警備員の配置が必要です。

交通誘導警備員を配置する路線

交通誘導員 A：（1級検定合格警備員または2級検定合格警備員）

高速自動車国道

自動車専用道路

愛媛県公安委員会が認定する路線

国道 1 9 6 号線全線、国道 317 号線（陸地部）、県道今治波方港線等

交通誘導員 B：（交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの）

上記以外の路線

（交通誘導員の取扱について 19 土（技）第 25 号 平成 19 年 4 月 9 日 技術企画室長）

事故報告

- ・請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じ、監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（工事事務報告書）で指示する期日までに、提出してください。

(15) 建設業退職金共済制度

- ・請負者は、建設業退職金共済組合に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後原則 1 か月以内に、追加購入があった場合は工事完成時に発注者に提出してください。
- ・原本を提出してください。
- ・一工事ごとに購入し、発注者名、工事名を記入してください。
- ・証紙受払い簿を整備しておいてください。
- ・建退共証紙購入必要額が確認できる報告書を作成してください。
- ・建退共加入率が 1 0 0 % 以外の場合には、延就業者数が確認できる積算資料を添付してください。

- ・他の退職金制度の利用等により該当者がいない場合には、その旨を証明する書面を提出してください。

(16) 労災保険関係

- ・労災保険の写しは、現場着手前に提出してください。
- ・今治市契約約款第59条 建設工事保険その他の保険契約の締結をした場合には契約書（写し）を提出してください。

(17) その他（通行制限等書類）

- ・警察署に提出されたことが確認できる道路使用許可申請書（表紙）の写しを提出してください。

第2 工事写真の注意点

- ・写真管理基準（案）を参照してください。

写真管理基準（案）は、今治市ホームページの工事検査課よりダウンロードしてください。
(<http://www.islands.ne.jp/imabari/koujikensa/index.html>)

(1) 工事写真の整理

- ・工事写真は工程の順に整理し、台紙に工種の見出しをつけて編集してください。
- ・1 契約で工事箇所・路線が複数の場合は、箇所・路線ごとに整理してください。
- ・黒板のないもの、黒板が不鮮明なもの、黒板記事の訂正、補足が必要とする場合は台紙の説明欄に記入してください。（補足を必要としない場合は記入しないでください。）
- ・分冊の場合、表紙に 2-1、2-2 又は 1 / 2、2 / 2 等と記入してください。

(2) 着手前・完成時

- ・着手前、工事完成時の写真は撮影位置、方向を合わせてください。写真の縦、横にも注意してください。

(3) 測点管理

- ・事前に撮影方向、測点等を十分検討し、方向違い、管理測点の欠落がないか確認してください。
- ・黒板の測点間違い、丁張り No. と黒板の No. が合致しないということがないよう注意してください。

(4) 寸法計測・施工管理

- ・寸法測定においては幅広テープを使用して、テープのたるみ、スケールの傾きがないか注意してください。（普通のテープでは数値確認ができない。）
- ・黒板には設計値、測定値を対比して記入してください。
- ・黒板の記載においては、具体的に材料がわかる記載をしてください。
(例：乳剤散布→プライムコート散布、タックコート散布・砕石→R C-40、M-25 等)
- ・構造物の施工においては凡例等（構造、寸法、配筋等のわかるもの）を入れてください。
- ・鉄筋のかぶり寸法は、スパーサーブロックの厚さ測定等により管理してください。
- ・盛土転圧、埋戻し転圧は各層ごとに厚さがわかるよう管理し、その状況を撮影してください。
- ・仮設において、矢板の根入れ長、腹起し・切梁等の部材寸法、設置間隔、高さ等を撮影してください。
- ・不可視部分及び仮設等の施工状況写真は忘れずに撮影してください。
- ・側溝、管渠等の接続に伴う補強状況は必ず撮影してください。
- ・管工事において、パッキンの施工、滑剤塗布状況及び差込長の確認ができるよう撮影してください。差込長の管理値が違っていないか注意してください。
- ・人孔の施工においては、インバート、マンホールジョイント、コーキング、調整モルタル等の施工状況が確認できるように撮影してください。
- ・铸铁管の接続においては、断面の補修状況及び締め付け状況（締め付けトルク）を撮影

してください。

- ・擁壁等の埋戻し前に木コンを撤去した状況を撮影してください。
- ・ガードレール、ガードパイプ等の高さ管理を忘れずにしてください。
- ・植生ネット等の施工にあっては、アンカーピン等の単位面積当り施工本数が確認できるよう撮影してください。
- ・塩ビ管（V U ・ V P）の施工においては接着状況を撮影してください。
- ・吸出し防止材の施工状況を忘れずに撮影してください。
- ・僅かな工種でも確実に一連の管理、状況写真を整理しておいてください。

(5) 工事看板等

- ・工事看板は、工事名、工期の間違いに注意してください。
- ・施工体系図、建設業許可票、労災保険関係成立票、建設業退職金共済制度適用事業主、有資格者一覧表、緊急時連絡表の掲示状況を撮影してください。
- ・工期変更があった場合は、工期変更後の工事看板を忘れずに撮影してください。
- ・連絡先番号は 工事担当課 36-〇〇〇〇 となっているか注意してください。
- ・保安設備、工事看板等の夜間状況写真を整理しておいてください。
- ・交通誘導警備員の配置状況について整理しておいてください。

(6) 品質管理・検収

- ・材料検収写真は製品の品質を保証する意味からも重要です。
- ・品質管理に伴う写真は原則として監督員立会の上、撮影してください。
- ・舗設の温度管理においては、管理ポイントが判別できるように、また温度が確認できるように撮影してください。
- ・舗設時は市監督員に立会いを求めてください。

(7) 残土

- ・残土処理地を指定している場合、処理状況が確認できるよう撮影してください。
- ・残土の敷き均し状況も忘れずに撮影してください。

(8) 産業廃棄物の処理に関する施工管理資料

① 数量写真

- ・発生前に数量確認できるものは、その写真を全数撮影してください。
- ・既設構造物の取壊しについては、取壊し量が把握できる写真（ポール・テープ等による寸法確認）を撮影するようにしてください。

(9) 工事写真の削減

- ・品質管理写真について、公的機関で実施した品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略することができます。
- ・出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略できるものとします。
- ・監督員等が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できるものとします。

ただし、不可視となる出来形部分については、従前と同様に、出来形寸法が確認できるよう特に注意して撮影してください。

- 出来形管理写真については、概ね40m（2測点に1箇所）ごとの撮影頻度とし、写真の枚数を削減する。

第3 施工における注意点

(1) 一般土工

- ・掘削面の勾配は、地山の土質、掘削面の高さに応じた安全な勾配で施工してください。
- ・床掘・掘削完了面が、水面下の場合は施工不良とならないよう湧水等の処理に心掛け、水替・かま場等を設けるなどして適切な処理をしてください。
- ・埋戻しに関しては、異物の混入を避け、十分に転圧してください。特に側溝、コンクリート構造物、マンホール等の転圧については、不等沈下のないよう十分な施工幅を確保して締固めてください。
- ・転圧厚さ管理用のマーキングをしてください。
- ・埋戻しの一層の仕上り厚は、設計図書に基づき施工してください。

(2) 道路土工

- ・路体盛土の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下としてください。
- ・路床盛土の施工においては、一層の仕上り厚を20cm以下としてください。
(歩道・路肩部分等の締固めについては、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を20cm以内としてください。)

(3) 舗装工

下層路盤工

- ・1層の仕上り厚は20cmを超えないようにしてください。

上層路盤工

- ・粒度調整路盤材の1層の仕上り厚は15cmを超えないようにしてください。

基層工・表層工

- ・一層の仕上り厚は、設計図書に示す場合を除き7cm以下としてください。
- ・敷均しの温度は110℃以上としてください。
- ・舗設は監督員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工しないでください。
また混合物の敷均しは、その下層表面が湿っていないときに施工してください。
- ・プライムコート、タックコートの使用量は、設計図書に明示がない場合は、プライムコートの使用量は1.2 リットル/㎡、タックコートの使用量は0.4 リットル/㎡としてください。
- ・既設構造物を汚さないように注意してください。
- ・路面切削工、オーバーレイ工等は施工前に縦横断測量を行い、舗装計画図面を作成し、監督員の承諾を得てください。
- ・交通開放は監督員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから行ってください。
- ・舗装ガラが側溝に入らないように注意して施工してください。

(4) コンクリート工

- ・土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比(W/C)は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下としてください。
- ・シュート、ホッパー等の吐出口と打込み面の高さは1.5m以下としてください。

- ・締固めはバイブレーターの使い方（横移動不可・均等に締固める）に注意が必要です。特に使用しすぎたり、型枠等に触れて使用するとコンクリートが分離するなどの弊害があるので十分注意をしてください。
- ・鉄筋構造の場合は配筋を乱さないよう注意が必要です。
- ・養生は凍結、風、養生温度等に配慮し、仕様書に準じた養生日数に心がけてください。

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

（今治市土木工事共通仕様書第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第6節運搬・打設3-6-9養生）

- ・打継ぎ目の処理については、レイトランスを必ず除去するなど適切に処理してください。
- ・陸打ちコンクリートはプレキャストコンクリートと同様の扱いとなりますので、移動に伴う破損に注意してください。
- ・擁壁の天端付近は気泡が排出されにくいいため、仕上げに注意してください。

(5) 鉄筋工

- ・かぶり、ラップ長、口径、配筋ピッチ等の検測には十分注意し、立会い、段階確認の徹底を図ってください。
- ・鉄筋のかぶりを確保するスペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとし、構造物の側面については原則1㎡当たり2個以上、底面については1㎡当たり4個以上配置してください。
- ・露出鉄筋は防錆処理をし、差し筋長の検測も必要です。

(6) 排水工

- ・側溝は下流側または低い側から設置してください。
- ・側溝布設における転圧不足（基礎、民地側も含めて）に注意してください。
- ・側溝蓋やグレーチング等の据付は十分な清掃のうえ設置してください。
- ・現場打ち部分はプレキャストと同等以上の強度が確保できるよう、配筋、コンクリート厚を考慮してください。
- ・現場打ち部分の型枠（蓋等）の撤去を忘れないようにしてください。
- ・ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けて施工してください。
- ・集水桝を陸打ち施工する場合、必要以上の箱抜きをしないでください。
- ・集水桝蓋の開閉は支障ないか確認してください。
- ・取付管は、側溝や集水桝の断面を阻害しないよう切断しておいてください。
- ・目地の仕上げは、後で補修の無いよう丁寧に施工してください。

(7) ブロック積（張）・石積（張）工

- ・水抜き管は定めがない場合は、2%程度の勾配で設置し、VPφ50mmを用い、2～3㎡に1箇所以上の割合で設置してください。（通常、内径5～10cm程度の硬質塩化ビニール管で2～3㎡に1箇所）
- ・前面の埋戻し高を考慮して設置してください。（埋戻し高さより20cm程度上部）

- ・伸縮目地の施工にあたっては、設計図書に明示された場合を除き、10m毎に設けてください。
- ・基礎工の目地はブロック積の目地に合わせて施工してください。
- ・コンクリートブロック工及び石積（張）工の裏込材は設計図書に明示された場合を除き、RC-40 を使用してください。

(8) 区画線工

- ・溶融式等の区画線は180℃～220℃の温度で施工してください。
- ・溶融式等の区画線の施工については、プライマー塗布状況を撮影してください。
- ・区画線の仮復旧は監督員の指示により行ってください。

(9) 安全施設工

- ・ガードフェンス等のねじの締め忘れに注意してください。
- ・デリニューターの白色と橙色の使用に注意してください。
- ・支柱周りの転圧不足に注意してください。

(10) 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

- ・請負者は、設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会にあたっては、あらかじめ立会依頼の連絡をしてください。
- ・監督員による検査（確認を含む）および立会の時間は、監督員の勤務時間内としますが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではありません。
- ・市共通仕様書第3編土木工事共通編第1章総則第1節総則1－1－5に記載された段階確認については、原則として段階確認が必要となります。これ以外のものについては、適切な方法を選択できるものとします。
- ・監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができます。この場合、請負者は施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督員にこれらを提示し確認を受けてください。

(11) その他

- ・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けてください。
- ・境界杭、用地杭、仮BM等重要なものは安易に移設しないでください。移設する必要がある場合は、必ず監督員の指示に従ってください。
- ・人孔のタラップはビニールがついたまま埋め込まないように注意してください。
- ・樹木の根鉢を直接肥料の上にのせないでください。
- ・肥料の管理は監督員立会いのもとで行ってください。

第4 検査時の請負者の対応

- ・現場代理人、主任技術者又は監理技術者は必ず立ち会ってください。
- ・立会人は必ず名札（会社名、職名、氏名を明記）を着用してください。
- ・やむを得ずどちらかが立会できない場合は事前に検査員の了解を得てください。
- ・双方が欠席したときは原則として検査を中止します。
- ・検査前には事前（完成届提出前）に社内検査を行い、出来形などの確認をしてください。
- ・起終点及び測点の表示、目的物の現地マーキング等の確認をし、基準杭及びBMの点検をしておいてください。
- ・現場内の整備清掃をしておいてください。

（例）

側溝と蓋との間の砂の掃除

集水桝の掃除

舗装施工後の側溝の掃除（グレーチング部分における合材、碎石等の堆積）

足掛け金物のビニール撤去

水抜き管内のモルタル撤去

- ・補修等が必要な場合は事前に対処しておいてください。

（例）

地先境界ブロック、歩車道境界ブロック、側溝等の目地補修

ガードフェンス、カーブミラー、橋梁、鋼構造物等の塗装傷の補修

- ・現場における測定者は適切な人数を配置してください。